

公益社団法人 日本コンクリート工学会
特定テーマ JIS 原案作成専門委員会規程

令和 元年 5月 22日 制定

令和 4年 10月 31日 改正

(目的)

第1条 この規程は、特定テーマ JIS 原案作成専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として日本産業標準調査会・標準部会が定める「規格案審議ガイドライン 別紙6」に準拠して構成する。委員会は、原則として委員 20 名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長 1 名、副委員長及び幹事各若干名を置く。

2. 委員長は、標準化委員会委員長が指名する。
3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長を含む全ての委員の任期は、委員会設置期間に準じる。委員会設置期間については、別途「特定テーマ JIS 原案作成専門委員会の設置等に関する内規」に定める。

2. 任期中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、産業標準化法に基づき、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）が原案作成団体である、或いは原案を作成しようとする試験方法を除く特定テーマの JIS（以下「規格」という。）に関して、国内の関連機関・委員会等との連携を密にし、規格原案を作成することを業務とする。

2. 国際規格等の調査研究の実施、当該委員会を対象とする規格に対応する国際規格がある場合には、ISO/TC71 対応国内委員会と関係する規格に関する情報交換や検討を実施する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(委員の義務等)

第7条 各委員には、就任及び再任の際、委嘱状に以下の件を記載して通知し、委嘱の応諾をもって承諾したものとみなす。

- (1) 委員会が原案作成した規格の著作権は、原則として本学会に帰属し、委員個人はその権利を放棄する。
- (2) 規格原案の作成後、規格の制定及び改正に当たり、委員の氏名及び所属先が公表されることに同意する。
- (3) 規格の制定、改正及び廃止の審議の過程で知り得た情報については、基本的に守秘すべき事項を含む場合があるので、外部の機関や専門家への意見照会等にあたっては、審議中の情報が公示前に拡散しないよう配慮を求める義務を負う。

(その他)

第8条 前各条に定めるものの他、委員会運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、標準化委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。
2. この規程の改正は、令和4年10月31日から施行する。